

## 令和3年度 総務部事業計画

### 1. 基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大で、司法書士の業務は大きな変化を余儀なくされている。事件に応じて、事務所での対面相談から受任に至るまでの過程、本人確認の方法、書類の授受、申請、書類の返却という執務の完了まで、一つ一つ新たな対応で臨み、より適切なあり方を模索するという姿勢が今後も求められるであろう。会務においても、総会、理事会、支部長会及び各種委員会の運営方法やリモート会議における決議について、新たな規定を創設するための検討が必要となる。事務局職員の勤務形態の見直しもなど検討課題である。今年度は、会員が安心して業務を執行できる環境を整えるとともに、より円滑な会務の執行を行う。

(1) 相続登記の義務化、所有者不明土地の財産管理人選任、土地所有権の放棄などの制度創設を内容とする、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律が成立した。国民の所有する権利の複雑化を防止し、また、土地の利用等が阻害されるなどの社会問題解決に寄与するため、その知見と経験を活用して新たな制度を担っていくことが我々司法書士の責務である。水戸地方法務局と連携した「未来につなぐ相続登記プロジェクト」への取り組みに加え、法律改正への対応に注力する。

(2) 内閣府の規制改革会議等において、「書面主義、押印原則、対面主義」の見直しが検討されている。登記の真実性確保に対する要請や実体・手続面での面前確認の必要性から、司法書士の職務への影響は大きく及ばないとも思われる。しかし、このコロナ渦でオンライン申請の必要性・利便性を再確認した会員は少なくないはずである。公的個人認証制度が普及していない現在は、民間での完全オンライン申請が困難であるからこそ、司法書士を通してのオンライン化を目指すことが社会の要請に応えることにもなる。民事訴訟分野でもIT化が進められている今、会員のオンライン申請を後押ししたい。

## 2. 事業項目

- (1) 相続登記未了土地問題への対応
- (2) オンライン登記申請の推進
- (3) 司法書士業務に関する情報提供
- (4) 財産管理業務等への対応
- (5) 家事事件における司法書士関与の推進
- (6) 会事業及び公益的活動への参画推進
- (7) 綱紀事案に対する会組織の機能強化への対応
- (8) 司法書士総合相談センター茨城、茨城司法書士会調停センター事業の推進
- (9) 公共嘱託登記司法書士協会との連携強化
- (10) 非司法書士への対応
- (11) 苦情申立等への対応
- (12) 会館の維持管理、修繕
- (13) その他総務部に属する事業